

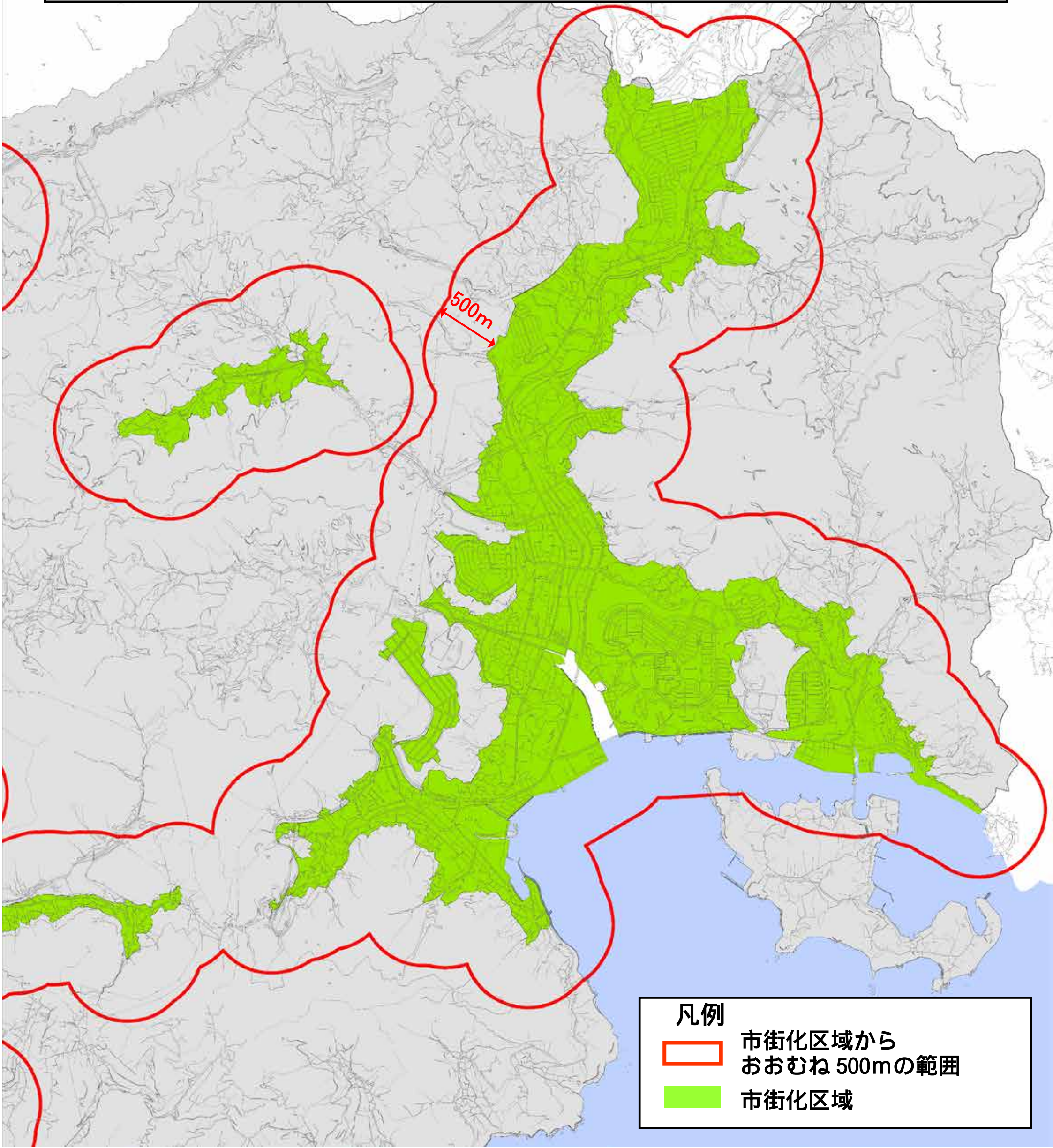
都市計画法第34条第11号に 基づく条例区域（その3）





（都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）

都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる条件のすべてに該当する区域とする。

- (1) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域その他市長が別に定める区域を含まないこと。
- (2) 区域の全体が、当該区域に隣接し、又は近接する市街化区域からおおむね500メートル以内にあること。
- (3) 区域内の予定建築物等の敷地が、次に掲げる条件のすべてに該当すること。
 - ア 幅員4メートル以上の道路に接し、かつ、当該敷地が当該道路の境界線から40メートル以内にあること。
 - イ 本市が行う水道事業の給水施設からの給水を受けることができ、かつ、本市の公共下水道に接続することができる区域内にあること。
 - ウ 傾斜度がおおむね15度以下であること。
 - エ 切土をした土地の部分に生ずるがけの高さが2.5メートル以内で、かつ、盛土をした土地の部分に生ずるがけの高さが5メートル以内であること。



凡例

-  市街化区域から
おおむね500mの範囲
-  市街化区域